

~~~~~ 例 言 ~~~~~

- 1, 本書は平成4年度国庫補助事業—市内遺跡発掘調査事業の報告書です。
- 2, 調査の経費は、国—1750000円、県—875000円、の補助による総額3527555円でした。
- 3, 調査期間及び整理期間は平成4年4月6日から平成5年3月31日まででした。
- 4, 調査は上福岡市教育委員会が主体し、社会教育課が主管となって実施しました。事務局は、課長 米窪堅治、館長 高木文夫、主任 森田三枝で行ない、発掘調査は、学芸員 柳沢健司が担当した。
調査及び整理に当たって、笹森健一氏（市教委市史編纂室係長）、小俣悟氏（日本考古学協会員）、白井克也氏（東大大学院）に補佐して頂きました。
- 5, 調査及び整理に当たっては、下記の皆様から多大なご協力がありました。記して厚く感謝の意を表します。
秋吉正博、荒川洋、安藤隆三、壺岐ヒサ子、池田薫子、井上加寿子、岩本英男、大柴英雄、小野勝彦、小田幹夫、片山茂栄、金沢良美、鎌田宣之、木村友哉、佐野健太郎、佐々木輝生、笹本教雄、塩谷利雄、白根雅子、菅野 実、高橋雅裕、田中史嗣、中里美子、野本昌寛、文成友恵、森田志満、渡辺悦子、吉野庄九郎、
- 6, 発掘調査及び整理報告に当たって、下記の関係機関並びに皆様からご指導・ご教示を賜りました。記して厚く感謝の意を表します。

浅野晴樹、天島岳、荒井幹男、新屋雅明、市川修、今井亮、大塚達朗、岡田隆男、岡田賢治、小川良祐、柿沼幹夫、加藤秀之、川名広文、栗原文蔵、小泉功、小出輝夫、小久保徹、小暮貞作、小西正捷、小林茂、小淵良樹、佐藤良博、鈴木正博、下村克彦、城近憲市、高崎直哉、高橋一夫、武田武宏、田中信、田中広明、角田史雄、坪田幹雄、利根川章彦、富田孝雄、中島宏、中平薫、長谷幸江、鍋島直久、早川智明、早坂広人、増田逸郎、松本富雄、水村孝行、峰岸純夫、柳井章宏、柳田敏司、山形洋一、山浦清、横川好富、吉原道夫、和田晋治、県文化財保護課、

I 調査に至る経過 ~~~~~

武蔵野台地の縁辺にあたる上福岡市域は、大きく標高16～18mの武蔵野段丘面と標高8～10mの立川段丘面の台地と標高6～7mの沖積地帯にまたがっている。沖積地は古東京湾として、縄文前期の海進時には海辺を形成していたことから、台地の縁辺に所在する縄文時代前期の上福岡貝塚などが著名であるが、それ以降の同前期後半の鷲森遺跡、同中期後半（加曽利E式期）のハケ遺跡や古墳時代初頭の権現山墳墓群、また奈良・平安時代を中心とする松山遺跡や中世末期で知られる長宮遺跡などが市内のいたるところに点在している。

さらには、2年前、県埋文事業団によって調査された伊佐島遺跡で、弥生時代末から古墳時代初頭と奈良時代の集落跡及び室町期の遺構・遺物が検出されたり、今年3月から4月にかけて上福岡市遺跡調査会が調査を行なった西遺跡で、縄文時代中期前半（阿玉台・勝坂期）の少なくとも中規模の集落跡が発見されるなど新たな知見も加わっている。

このように、当市域には古来からの遺跡が数多く眠っているが、当市は首都圏30kmに当たり、昭和30年代より大規模な開発が行なわれてきた。近年では、大規模な開発事業は影を潜めたものの、個人住宅の建設などの小規模開発が多い現状にあり、遺跡はいわゆる蚕食状態となって、現状変更が進行している。特に今年度は、改正生産緑地法の施行にともなう昨年度末より開発件数が急増したため、遺跡の包蔵地にも影響を与えたようで、次頁の試掘調査の件数の増加となって現われている。

当市では、文化財保存事業費の国庫補助金を受けて、個人住宅等の小規模開発に対し、記挿入録保存の発掘調査を14年間に亘って実施し、その成果を「埋蔵文化財の調査」と題して（1）～（14）まで刊行してきた。今年度は、次頁の10遺跡22地点が調査の対象となった。これらの発掘調査は、市庁内関係各課と連絡調整をとり、農地転用や開発申請を受けて遺跡に影響を及ぼすものに対して、工事主体者と事前協議の結果、県文化財保護課の指導を受けて実施したものである。また、遺跡の有無が判明していない地点についても同様に工事主体者と協議し、遺跡の有無を確認することを第1の目的として、県文化財保護課の指導を受けて、試掘調査として実施したものである。

なお、次頁の16、21については、試掘調査のみを国庫補助事業の対象として実施し、遺構が確認された場合には、工事主体者と遺跡の取り扱いについて再度協議を行なうことを予定していたものである。また、今年度の事業では平成2年度の川崎遺跡12次、13次、14次調査の整理の続きと平成3年度の事業として実施した松山遺跡第10次、11次調査の整理作業を実施した。整理の内容は、数量の確認作業と出土遺物の水洗、注記、石膏入れ作業、図面整理である。出土遺物の水洗、注記は、終了したが、その他は一部にとどまった。

	(遺跡名・調査の種類)	(所在地)	(調査面積)	(原因)	(調査期間)
1	仲3丁目 試掘調査	仲3-1-1	831	共同住宅建設	4/6～4/14
2	松山遺跡 試掘調査(1)	松山2-6-22, 23	567	駐車場敷設	4/17～4/24
3	西遺跡 試掘調査(1)	西2-1845	200	共同住宅建設	4/24, 25
4	上福岡貝塚 試掘調査	福岡2-1500-8	737	工場棟増設	5/2
5	松山遺跡 試掘調査(2)	松山2-4-7	571	駐車場敷設	5/6～5/11
6	松山遺跡第12次調査	松山2-3-11	393	個人住宅建設	5/12～5/20
7	松山遺跡第13次調査	築地3-2-18	234	個人住宅建設	5/18～5/30
8	松山遺跡第14次調査	松山2-5-17	432	個人住宅建設	5/21～5/30
9	松山遺跡 試掘調査(3)	松山2-3-31, 13	871.9	宅地造成	6/12～6/18
10	松山遺跡 試掘調査(4)	築地1-3-17	998	共同住宅建設	6/3～6/11
11	北野遺跡 試掘調査(1)	大原2-2079-1	617	駐車場敷設	6/19～6/22
12	滝遺跡 試掘調査	滝1-2-14	400	倉庫建設	7/6～7/8
13	北野遺跡 試掘調査(2)	北野2-1809-1	138	個人住宅建設	8/6
14	福岡新田遺跡 試掘調査	中福岡3 6 2	998	共同住宅建設	7/17～7/22
15	駒林遺跡 試掘調査	駒林字南原3 4 1	987.6	共同住宅建設	9/16～9/18
16	長宮遺跡第18次調査	長宮2-5-3	914.8	共同住宅建設	10/6～12/2
17	松山遺跡 試掘調査(5)	松山1-4-32	78.4	共同住宅建設	10/30
18	富士見台横穴墓 試掘調査	新田2-1-25	1112.5	共同住宅建設	11/18～12/1
19	西遺跡 試掘調査(2)	西2-2068-2	559.2	共同住宅建設	12/3～12/9
20	上野台3丁目 試掘調査	上野台3-1504-2, 1108-2	1915.2	図書館建設	1/12, 13
21	長宮遺跡第19次調査	長宮1-2-21, 35	467	駐車場敷設	12/17～1/22
22	川崎遺跡 試掘調査	川崎字山向9-5	168	店舗付住宅建設	2/18, 19



第1図 西遺跡調査区位置図 (1/5000)

次調査区の隣接地であって1次調査で確認された集落跡がどこまでつづくのか確認するために行なった。

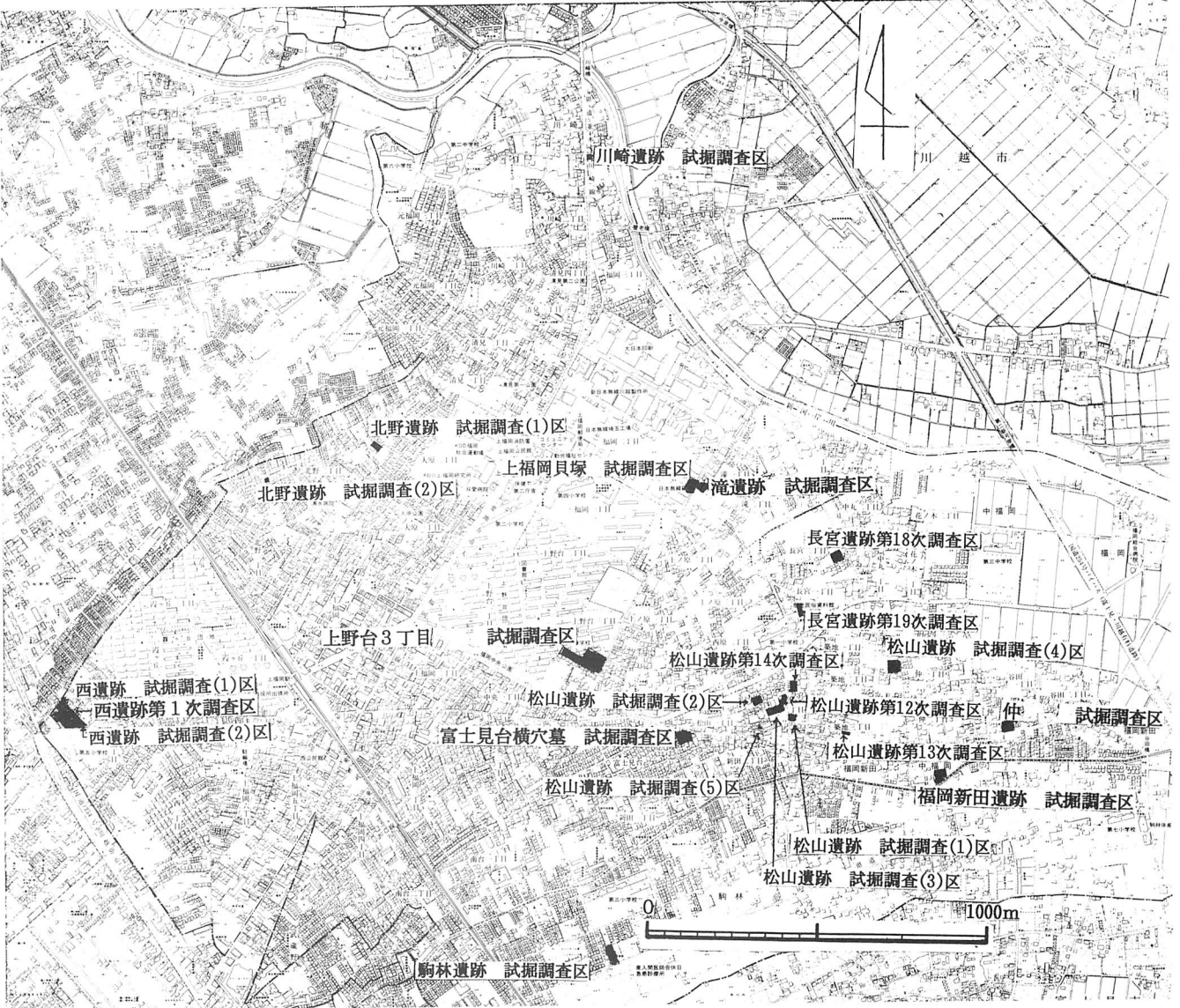


西遺跡 試掘調査(1)作業風景 (北より)

II 西遺跡の試掘調査

西遺跡は、北側に川越江川が西から東方向に流れ、比高差およそ5m程の崖線になっている台地上にあって縄文時代中期の土器片が散布していることで早くから知られていた。

今年1月中旬からの上福岡市教育委員会による試掘調査と3月中旬から4月にかけての上福岡市遺跡調査会による本調査で縄文時代中期の前半を中心とした時期の住居跡が18基、土坑60基前後、集石17基遺構が確認された(西遺跡1次調査)。今回の試掘調査区は、2箇所とも1



第2図 遺跡位置図 (1/20000)

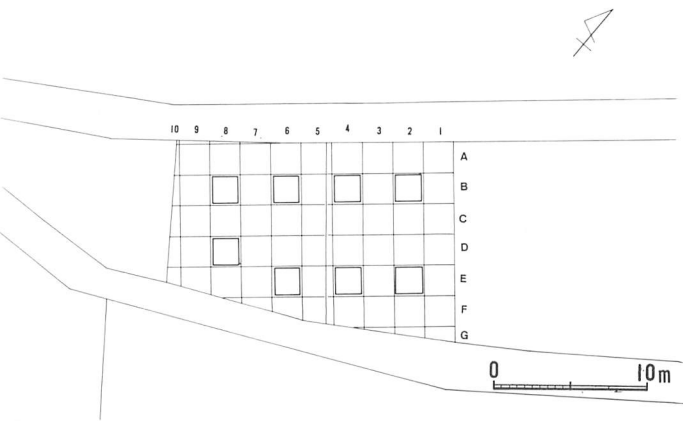
●西遺跡の試掘調査(1)

当該調査区は1次調査区の道路を隔てて北側に隣接している。地目は畑地であるが、現状は、駐車場代わりに使われている雑種地である。共同住宅に転用するという開発の申請があったので事前の試掘調査が必要であると土地所有者に連絡を行なった。調査は4月24日に東側土地境界を基準とし、2m間隔で北から南方向にA～G区、東西方向に第1～10区の方眼を設定した。B～2区より西側へ向かって1区おきに表土を除去し遺構の精査に努めながら、ローム面まで掘り下げようと試みた。D区列についても同様に1区おきに表土を掘り下げた。表土には5から10大のロームブロックが含まれており、黒味があった粘性をもつ土、コンクリート塊や駐車場に用いられる砂利などによく似た石もまじっていた。ローム面は5cm以下のロームブロックを敷きつめたような状態

になっていたり、ローム面の状況のよいところについても、遺構・遺物は確認されなかった。そのためこれ以上の調査は必要ないものと判断し、写真撮影、調査区の実測、埋め戻し、器材の撤収をおこない、すべての作業を終了したのは4月25日であった。

●西遺跡の試掘調査(2)

第3図 西遺跡 試掘調査(1)区全測図 (1/500)



民によると当然陥没したことがある、人骨が見つかったという言い伝えがある。そのためこの台地から斜面にかけて横穴墓群の存在が予想されるのであるが、宅地化が激しいことと横穴墓の性格からしてその範囲を確定するのはきわめて難しいところである。開発担当業者より、共同住宅への建て替えがあるのでこの区域はどうかという問い合わせがあった。社会教育課では、当区域は松山遺跡と富士見台横穴墓群の中間地点にあたり松山遺跡の限界や富士見台横穴墓群の存在がここまで続くものか確認するため試掘が必要です、と回答した。旧建物の解体前に調査をしてほしい



長宮遺跡試掘調査(2)遺構範囲確認作業風景 (南西より)

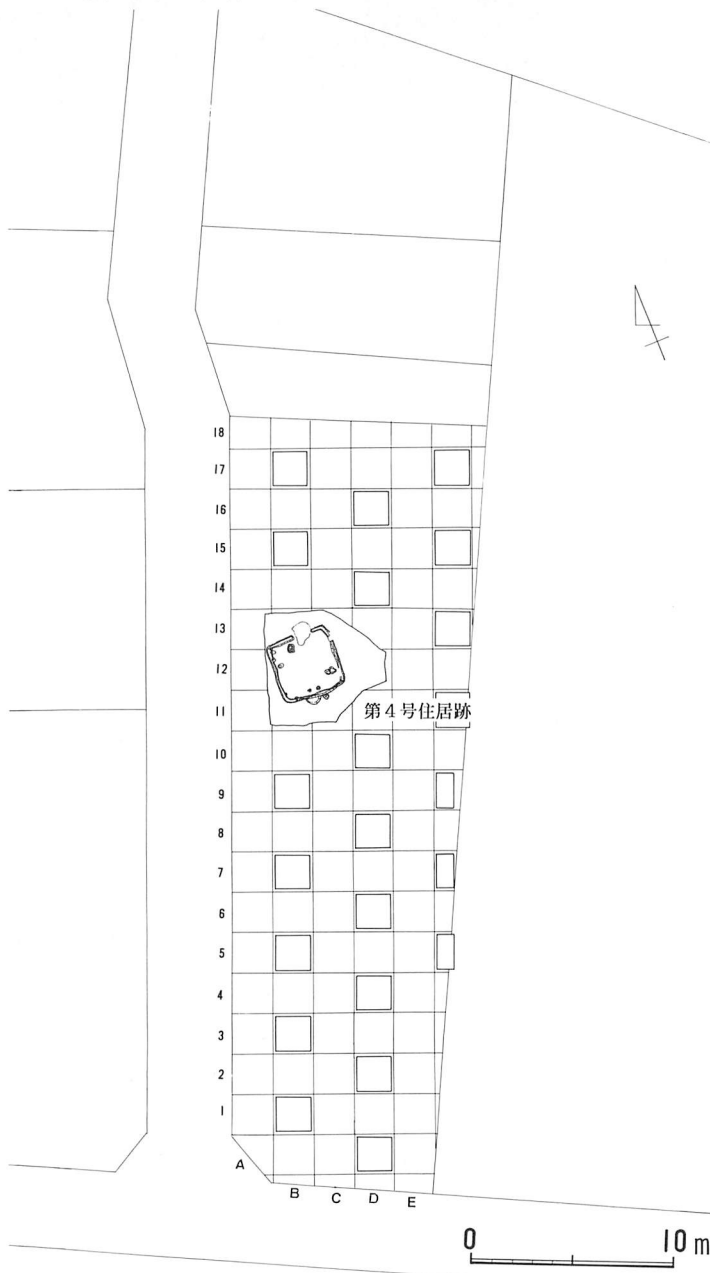
というので試掘依頼書の提出をうけて、11月18日、北西土地境界杭を基準に2m間隔で南側に向かってA～Q区、同様に東側へ向かって第1～5区の方眼を設定し試掘調査を開始した。A～K区列の6～21区は旧建物及びコンクリートを張っているため調査できなかった。A～Q区列の1～5区の調査がおわると、標準土層が暗褐色土(表土)が10cmの下にブラック＝バンド層が15cmほどいきなりあらわれ、しかも東から西へ緩やかに傾斜していることが判明した。そのためブラック＝バンド層の下はIV層であり、そのため旧石器時代の試掘調査へと急遽目的を変更し、L～Q区列の6～21区のグリッドを設定し調査を続行した。A～Q区列の1～5区のうち2区ほど選んでロームを掘り下げ調査区の西側は、すでにロームが大きく削られ暗褐色土が1mを超えるグリッドもあったので暗褐色土を除去し遺構・遺物を探す精査に努めた。しかし一向に遺物は見つからなかった。そのため遺構・遺物はこの区域には存在しないと判断されたので11月27日より埋め戻しを開始し、12月1日、埋め戻しと器材の撤収を行い、調査を終了した。

XV 長宮遺跡の試掘調査(2)

＝長宮遺跡第19次調査～

当調査区は、古墳時代終末期～奈良時代ごろの住居跡が確認された第4次調査区の北70mの地点にあたり、市立歴史民俗資料館の裏側に位置する開発行為等指導要綱の事前協議書や農地転用の議案書の概要で駐車場の開発があるのを確認するや直ちに土地所有者に連絡した。試掘依頼書の提出をうけて、調査を12月17日に南西土地境界杭を基準に2m間隔で北側に向かって第1～18区、同様に東側へ向かってA～F区の方眼を設定することから開始した。図のようにB区列、D区列、F区列を南側より1区おきに表土を除去し、遺構の精査に努めるべくローム面まで掘り下げた。各グリッドのローム面の精査を行っているとB-11区北東隅より高台付き杯の胴部から底部の破片、B-13区よりカマドと思われる焼けた粘土塊を確認し、また住居の覆土を思わせる黒褐色の土がみ

第23図 長宮遺跡第19次調査区全測図



られたので拡張作業を1月12日よりはじめた。拡張部分の表土中で表面から10cmくらいのところで叩き目の施された須恵器甕の破片が出土したB-12区、C-12区と隣接グリッドの一部について表土を除去し、再びローム面の精査に努めた。ごぼう等の作付けによる攪乱が縦横に走っておりプラン把握に苦慮した。また排水溝や住居を囲む周濠状のもの、あるいはその他の遺構がないか周囲のグリッドのローム面の精査を再度おこなったしかし遺構を見いだすことは出来なかった。住居跡のプランを確認し終えたのは1月18日であった。直ちに市の事業として遺構の調査へ移行した。プラン確認の時点でカマドはやや東側に寄って設けられ、古墳時代終末期～奈良時代ごろの住居跡で確認面にて3m×3mの方形と推察された。

XVI 川崎遺跡の試掘調査

川崎遺跡は上福岡市の北端の川崎舌状台地に位置する市内最大の複合遺跡であり集落遺跡である。縄文・古墳・奈良平安から中世まで多くの遺構・遺物が検出されている。とくに平安時代については鉄器の出土や仏教に関わりをもつ有力者の存在がうかがわれる遺構・遺物が多く見つかっており注目に値する遺跡である。昨年度の第15次調査では、重複する3軒の住居跡から完形の墨書土器や周溝内から石製紡錘車出土したり、里長クラスを思わせる大型住居2軒のうち1軒の北壁から北東隅にかけて陰刻花文の施された緑釉陶器が出土するなどの成果があります。今後の調査の成果が期待される。今回の調査区は川崎舌状台地の東端に近い位置であり、東側に傾斜しようとする地点にあたる。店舗併用住宅の建て替えに伴い試掘調査を行うことが半年前から決まっていたが、基礎を打ち込む部分のみ試掘を行い、遺構が確認されたら本調査へ移行する予定であった。2月18日、南東土地境界杭を基準に2m間隔で北側に向かって第8～1区、同様にして東側へ向かってF～A区の方眼を設定することから開始した。建物の基礎がA区列、D区列、第1区列、第7区列を通るということであったのでその部分のみ表土を除去し、遺構の精査に努めるべくローム面まで掘り下げようと試みた。しかし表土のうちロームブロックや瓦礫を含む盛り土が30cm、その下が粘土を含んだ層が30cmであったが、更にその下の層である灰黒色土層を50cm以上掘り下げ、本来ならローム面が確認され、掘り進むような深さであるにもかかわらずローム面を確認することが出来なかった。灰黒色土層には原型を留めない風化した土器のような細片や炭化物がみられた。川崎遺跡のものがなんらかの形でここへ流されたとも推察された。灰黒色土層は数回にわたる川崎字地添地区の試掘調査でローム面が確認されなかった場所で確認されており、そのため本調査区は川崎遺跡に該当しないと判断された。翌19日、埋め戻しと器材の撤収を行い、調査を終了した。

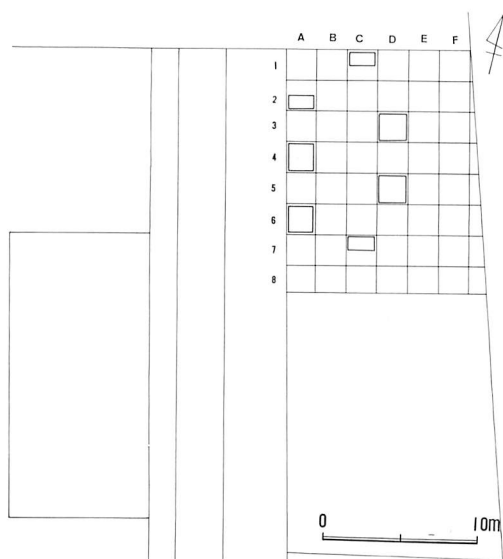
XVII 駒林遺跡の試掘調査

駒林遺跡は、分布調査を行ったときに土師器、縄文土器の細片、中世の陶器片等の散布が見られたため遺跡の包蔵地とされたが、濃密でないため遺跡の範囲、性格については一切不明とせざるを得ない状況である。数度にわたる試掘調査にもかかわらず十分な成果を得ていない。当調査区は昭和61年度実施の第1次調査区の西側約150mに位置している。

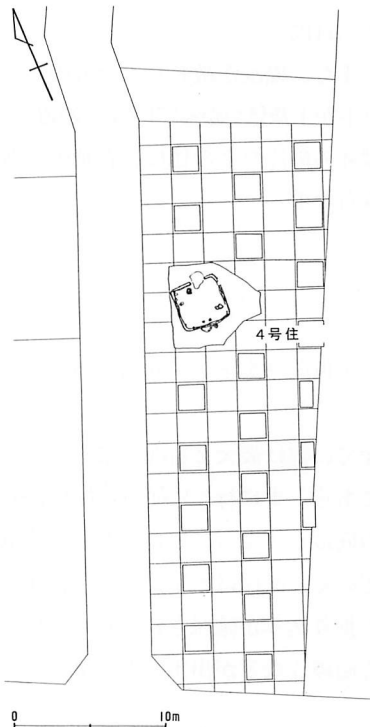
土師器、中世の陶器片等の散布が見られる地区と遺跡台帳に載っていたこと、またこの南原地区はよく状況がわかっていないことから共同住宅の建設に伴う事前の試掘調査を実施することにした。調査区は9月16日、北西土地境界杭を基準に2m間隔で南側に向かって第1～16区、同様にして東側へ向かってA～J区の方眼を設定することから開始した。図のように2区おきに表土を除去し、ローム面まで掘り下げて遺構の精査に努めた。この調査区の標準土層は、ローム面まで60cmを計り、表土の下にロームブロックを含む暗褐色土層が見られるグリッ



川崎遺跡 試掘調査作業風景（北より）



第24図 川崎遺跡 試掘調査区全測図（1/500）



土している。特に17は口唇部に沈線が巡り、胎土に金雲母片を含む。他に特筆すべきこととしてカマド左の床面から刀子(20)が出土したことが挙げられる。住居の時期は出土土器の年代から7世紀第4四半期になると思われる。

長宮遺跡第19次4号住居跡

(第7-10図)

ゴボウ耕作などによる攪乱が激しく、保存状態は悪かった。3m×3mの住居跡と推察される。カマドは北壁のやや東より確認された(文献56)。出土遺物は薄手の土師器甕などである。住居の所属時期は8世紀第1四半期になると考えられる。

第7-10図 長宮遺跡第19次遺構配置図〈1/500〉



第7-11図 長宮遺跡1997年試掘③遺構配置図〈1/500〉